

出生届（日本人が国内で出生したとき）

出生子が嫡出子（婚姻している男女の間に生まれた子）である場合は、父母の氏を称することになり、父母の戸籍に入籍します。父母が、子が生まれる前に婚姻解消をしている場合は、父母の戸籍とは、父母が婚姻中であつたときの戸籍なので、筆頭者が父の場合は、父が筆頭者の戸籍、母であつた場合は母が筆頭者の戸籍に入籍します。

出生子が、非嫡出子の場合は、母の氏を称することとなります。つまり母の戸籍に入籍します。このとき、母が戸籍の筆頭者もしくは、筆頭者の配偶者ではない場合は、母を筆頭者とした新しい戸籍を編製し、その新戸籍に子が入籍することになります。

根拠法令	戸籍法第49条～第54条
届出期間	14日以内 ※国外で出生した場合は3か月以内 例) 4月1日生まれた場合、4月14日まで(即日起算)
届出地	本籍地、届出人の住所地、所在地（里帰り先等の一時滞在地）、出生地
届出人	・嫡出子の場合 : 父又は母 ・嫡出でない子の場合 : 母
必要書類	・届書: 出生届記入例は下記をご覧ください ・出生証明書（届書の右半分に印刷されています） ・母子健康手帳: 手帳内に出生届出済証明を行う箇所があるのでご持参ください。なお、夜間休日受付で受け付けた場合は、証明は行えませんので、後日手帳をご持参ください。 ・印鑑: 届出人のもの ・国民健康保険被保険者証(加入者)
その他	「 届書に共通する主な留意事項 」は必ず確認してください ・出生証明書は出産に立ち会った医師もしくは助産師が全ての項目について記載、証明します。誤記、記載漏れがある場合は、証明者のみが訂正します。 ・国外で出生した場合、当該国発行の出生証明書及び日本語訳（訳者を明記したもの）が必要です。また外国籍を同時に取得している場合、日本国籍を失わないための意思表示として、国籍留保の届出も同時に行う必要があります
関連の届出	認知届
教示	出生届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

出生届（外国人が国内で出生したとき）

外国人の方でも、日本で出生した場合は、日本の市区町村で出生届をしていただくこととなります。ただし、外国で出生した外国人の方の出生届は、日本の市区町村で提出することはできません。

根拠法令	戸籍法第49条～第54条
届出期間	14日以内 例) 4月1日生まれた場合、4月14日まで(即日起算)
届出地	父母の本籍地、届出人の所在地、出生地
届出人	父または母（父母が未婚等の理由で父が届出を出せない場合もあります）
必要書類	<p>【父母の一方が外国籍又は父母ともに外国籍で、国内で子が生まれた場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・届書・出生証明書・母子健康手帳・国民健康保険証（加入者のみ）・父母のパスポート、在留カード・特別永住者証明書（外国人登録証明書）・印鑑：届出人のもの <p>【父母の一方が外国籍で、国外で子が生まれた場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・届書・出生証明書及びその訳文（訳者を明らかにしてください）・父母のパスポート、在留カード・特別永住者証明書（外国人登録証明書）・印鑑：届出人のもの
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
教示	出生届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

出生届記載上の留意事項

<p>(1) 欄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「子の名」は子の名に使用できる文字で記載してください。 ※定められた文字（常用漢字表に掲げる漢字・戸籍法施行規則の別表第2に掲げる常用漢字、人名用漢字、片仮名又は平仮名（変体仮名は除く））でなければ命名できません。アルファベット、数字は使うことができません。 ※外国人はカタカナ。漢字常用国は漢字表記が可能です。 ・名前の読み方は、ご自由に決めていただけます。 ・「嫡出子（ちゃくしゅつし）」「嫡出でない子」とは、婚姻中の夫婦の間に懐胎した子が嫡出子、そうではない子が嫡出でない子になります。該当する方の□にレ点チェックをしてください。 ・（ ）内は「長男」「長女」といった父母との続き柄を記載します。長男であれば「長」と記載し、男の□をレ点チェックしてください。「じなん」や「じょ」の場合は「二男」「二女」と記載します。当該父母の間に生まれた子の順で記載します。 <p>例) 春日部太郎と妻の乙子との間に男の子誕生 → 太郎と乙子の長男 同じ春日部太郎がその後丙子と婚姻し男の子誕生 → 太郎と丙子の長男</p>
<p>(2) ・ (3) 欄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生まれたとき」は出生証明書と同じ年月日時分で記載してください。夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と記載します。 ・「生まれたところ」は、出生証明書に記載されている「出生したところ」と同じ場所を記載します。病院名（施設名）ではありません。
<p>(4) 欄</p>	<p>「世帯主との続き柄」は生まれた子が世帯主から見て誰になるかの続柄です。世帯主が子から見て父・母であれば、「子」と記載します。世帯主が祖父・祖母であれば「子の子」となります。住民票では長男・長女とは記載せずに「子」で統一されています。</p>
<p>(6) 欄 及び届出 人欄本籍</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍は現住所のことではありません。 ・出生子から見た父母の本籍です。夫婦で戸籍を編製しているので、筆頭者は父、母のいずれかです。
<p>(7) 欄</p>	<p>「同居を始めたとき」は、「父」と「母」が結婚式を挙げたとき、もしくは同居を始めたときのいずれか早い時期のほうの年月を元号を用いて記載します。「年月」のみで日にちは記載しません。</p>
<p>(8) 欄</p>	<p>必ず該当する番号の□にレ点チェックをしてください。</p>

届出人欄	届出資格をチェックする欄については、父が届出人であれば、父の□にのみレ点チェックをし、母の□にはチェックしないでください。
------	---

※この様式は平成24年7月9日からの様式です。

出生届

平成24年7月9日届出
 ※届出日を記入してください。

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
受付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1)	子の氏名 <small>(よみかた)</small> <small>外国人のときはローマ字を付記してください</small>	かすかべ	あやこ	父母との 続き柄	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 嫡出でない子 <input type="checkbox"/> 長 <input checked="" type="checkbox"/> 女
		粕壁	彩子		
(2)	生まれたとき	昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 23年12月20日		<input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	6時 34分
(3)	生まれたところ	埼玉県春日部市中央 2		丁目 7	番地 2 番 号
(4)	住所 <small>(住民登録をしているところ)</small>	埼玉県春日部市中央 6		丁目 2	番地 号
		<small>(よみかた)</small> かすかべ いちろう	<small>(方書・マンション名)</small>		
(5)	父母の氏名 生年月日 <small>(子が生まれたときの年齢)</small>	父	粕壁 一郎	母	粕壁 花子
		<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	60年2月2日 (満25歳)	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	62年3月12日 (満24歳)
(6)	本籍 <small>(外国人のときは国籍だけを書いてください)</small>	埼玉県春日部市金崎 839		丁目	番地 1 番 号
		筆頭者の氏名		粕壁 一郎	
(7)	同居を始めたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	20年 5月	<input type="checkbox"/> 結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください	
(8)	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6 仕事をしている者のいない世帯			
		<small>(国勢調査の年・平成 年・の4月1日から3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)</small>			
(9)	父母の職業	父の職業		母の職業	
その他					
届出 人	<input checked="" type="checkbox"/> 1 父 <input type="checkbox"/> 2 母 <input type="checkbox"/> 法定代理人 () <input type="checkbox"/> 3 同居人 <input type="checkbox"/> 4 医師 <input type="checkbox"/> 5 助産師 <input type="checkbox"/> 6 その他の立会者 <input type="checkbox"/> 7 公設所の長				
	住所(4)欄と同じ			番地 (方書・マンション名) 番 号	
	本籍(6)欄と同じ			筆頭者 (6)欄と同じ の氏名	
	署名		粕壁 一郎		印

事件簿番号

連絡先

電話 048-736-1111

自宅 勤務先 携帯

※持参するもの ・印鑑 ・母子手帳 ・国民健康保険に加入の方は保険証

※出生届書の右側は、病院等の証明欄になります。